

令和7年10月吉日

お客様 各位

福岡ひびき信用金庫

貸金庫使用規定の改定について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、他行において発生した貸金庫窃取事案および金融庁による監督指針の改正を受けて、下記のとおり貸金庫使用規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお改正後の新規定は、従前より貸金庫をご利用いただいているご契約者様にも適用されますので、ご了承ください。

今後も、安心・安全な貸金庫の提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 改定の対象となる規定

貸金庫使用規定

2. 改定日

令和8年4月1日（水）

3. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加いたします。

【注】現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時に、現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面（※）で申告いただくことを追加いたします。

※ 書面は、2025年10月より順次お届出住所へ郵送等させていただきます。お手数ですが、返信用封筒等にて、下記期限までに申告をお願いします。

（返信期限：令和7年11月30日）

※ 規定改定の詳細は、別紙「新旧対照表」を参照ください。

4. お問い合わせ先

ご質問等がございましたら、お手数ですが貸金庫ご契約の窓口までお問い合わせ願います。

以上

【貸金庫使用規定】新旧対照表

(下線部を追加・変更・削除)

改定後	改定前
<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① <u>宝石、貴金属、その他貴重品、公社債券、株券その他の有価証券</u> (省略)</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、リスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. <u>利用目的の確認</u></p> <p>(1) <u>貸金庫の契約締結または利用等にあたっては、借用者はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. <u>契約期間等</u> (省略)</p> <p>4. <u>使用料</u> (省略)</p> <p>5. <u>鍵の保管</u> (省略)</p>	<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① <u>通貨</u>、<u>宝石</u>、<u>貴金属</u>、<u>その他貴重品</u> (省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2. <u>契約期間等</u> (省略)</p> <p>3. <u>使用料</u> (省略)</p> <p>4. <u>鍵の保管</u> (省略)</p>

<p><u>6.</u> 貸金庫の開閉等 (省略)</p> <p><u>7.</u> 届出事項の変更等 (省略)</p> <p><u>8.</u> 鍵の喪失時等の取扱い (省略)</p> <p><u>9.</u> 暗唱ならびに印鑑照合等 (省略)</p> <p><u>10.</u> 損害の負担等 (省略)</p> <p><u>11.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第<u>12</u>条第3項第1号、第2号イからへおよび第3号イからホのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>12</u>条第3項第1号、第2号イからへまたは第3号イからホの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>12.</u> 解約等 (1) この契約は、借用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (省略) <u>⑧</u> 借用者名義人が存在しないことが明</p>	<p><u>5.</u> 貸金庫の開閉等 (省略)</p> <p><u>6.</u> 届出事項の変更等 (省略)</p> <p><u>7.</u> 鍵の喪失時等の取扱い (省略)</p> <p><u>8.</u> 暗唱ならびに印鑑照合等 (省略)</p> <p><u>9.</u> 損害の負担等 (省略)</p> <p><u>10.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第<u>11</u>条第3項第1号、第2号イからへおよび第3号イからホのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>11</u>条第3項第1号、第2号イからへまたは第3号イからホの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p><u>11.</u> 解約等 (1) この契約は、借用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第<u>7</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 (省略) (追加)</p>
--	--

らかになったとき、または借用者名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑨ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑩ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑪ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(省略)

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割り計算によりお支払いいただきます。不足額が生じたときは当金庫はこの不足額を明渡しの日に第4条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(省略)

(6) 使用料、遅延損害金その他借用者が負担すべき費用が支払われないときは、前第5項の処分代金をこれらに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いいただきます。

1.3. 貸金庫の修繕、移転等

(省略)

1.4. 緊急措置

(省略)

1.5. 譲渡、転貸等の禁止

(省略)

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割り計算によりお支払いいただきます。この場合、第3条第3項にもとづく払戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いいただきます。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第3条1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(省略)

(6) 使用料、遅延損害金その他借用者が負担すべき費用が支払われないときは、前第4項の処分代金をこれらに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いいただきます。

1.2. 貸金庫の修繕、移転等

(省略)

1.3. 緊急措置

(省略)

1.4. 譲渡、転貸等の禁止

(省略)	(省略)
<u>16</u> . 成年後見人等の届出	<u>15</u> . 成年後見人等の届出
(省略)	(省略)
<u>17</u> . 規定の変更	<u>16</u> . 規定の変更
(省略)	(省略)